

豊浦町立大岸小学校「いじめ防止基本方針」

〇はじめに

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(いじめ防止対策推進法 1 総則の1)

いじめは決して許される行為ではない。しかしながら、いじめは、どの学校でも、どこの学級にも起こり得ることである。だからこそ、いじめの未然防止と早期発見・早期対応のために全力で取り組まなければならないのである。

本校においては、児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができ、いじめのない学校をつくるために、

- 児童間や教師間、児童と教師間の温かな人間関係の構築
- いじめは絶対に許さないという意識の高揚
- いじめの未然防止、早期発見・適切な指導による早期解決
- 保護者・地域・関係機関との連携の深化

に心がけ、いじめ防止に学校・地域全体で取り組んでいくために「豊浦町立大岸小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険性を生じさせる恐れがある。

したがって、いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要となる。未然防止等の取組を進めるためには、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう体制の整備を行わなければならない。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの防止等の対策の基本となる考え方

(1) 学校における児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。

(2) いじめ防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見、早期対応を組織的に推進する。

- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして、児童一人一人の実態の把握に努める。
- (4) 児童がいじめの問題を主体的にとらえ、防止に向けて行動するよう指導する。
- (5) 町内の小学校、中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめ防止に関する取組を地域ぐるみで行う。
- (6) 本方針及び具体的な取組等については、学校便り等で情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

①校内生徒指導委員会

いじめの未然防止のために以下の活動を行う。その計画・実態把握・取組の状況と結果の交流などを目的として「校内生徒指導委員会」を設置する。

i) 構成

全教職員

ii) 活動

- ・未然防止のための年間指導計画の作成
- ・調査及び教育相談に関すること
- ・いじめ事案の対応に関すること
- ・いじめに関わる生徒指導に関すること

iii) 開催

- ・学期1回程度行う。
- ・いじめ事案が発生したときは、臨時に開催する。

②拡大生徒指導委員会

i) 構成

- ・校長、教頭、教務主任、指導部長
- ・必要に応じて、豊浦町スクールカウンセラーや学校運営協議会委員、PTA役員等の地域の方

ii) 活動

- ・いじめ防止のための計画・経過・結果について、評価、改善の話合いを行う。

iii) 開催（年間3回の開催を目指す）

- ・PTA全体懇談会、学校運営協議会に常に実態報告と協議を行う。
- ・計画立案、2学期の実施のアンケート調査結果、年度末反省後に行う。
- ・いじめ事案が発生した時には、臨時に開催する。

(2) いじめの未然防止のための取組

①定期的なアンケート調査

i) ねらい

- ・児童の悩みや校内・校外での人間関係を把握する。
- ・結果を今後の学級指導や児童の悩み解消・問題行動解決に生かす。

ii) 対象

- ・全児童
- iii) 実施時期
 - ・5月, 10月, 2月
- ②個人面談週間
 - i) ねらい, 対象
 - ・アンケート調査同様とする。
 - ii) 実施時期
 - ・アンケート調査実施後, その結果を受け, すぐに行う。
 - iii) 留意事項・配慮事項
 - ・実態交流を行い, 共通理解を図る。
 - ・共感的な態度, 理解に努める。
- ③健康相談週間
 - i) ねらい
 - ・健康相談の実施を通して, 健康上の悩みや健康状態・治療状況, 心の様子等を把握する。
 - ii) 実施時期
 - ・担任による個人面談週間に準ずる。
 - iii) 留意事項
 - ・児童の心身の発達の状況についての相談を基本とする。
 - ・常勤するカウンセラーがいないため, 学級担任がいじめ等の生徒指導上の問題に関わる実態把握についての内容も含め, 健康相談を行う。

(3) いじめの相談体制の整備

- ①日常的な教育相談の機能の強化
 - ・授業や生活・遊びの様子を観察, 児童一人一人との会話により, 心身の状況について把握するように努める。
 - ・児童の様子については, 教職員間で話しやすい雰囲気を醸成する。
- ②スクールカウンセラーの活用
 - ・スクールカウンセラーを要請し, 授業参観や遊びの様子等見学し, 必要に応じて指導助言をいただく。
- ③いじめ相談電話等の公共相談機関の周知
 - ・児童や保護者に学校だより等で知らせる。

(4) いじめの防止等にかかる教職員の資質向上

いじめ防止対策推進法, いじめの予防, 防止, 措置などに関わる研修会を年間計画に位置付け, 教職員の資質向上を図る。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

- ①定期的なネットパトロールの実施
- ②児童及び保護者にフィルタリング教室や情報モラルについての学習会等を行う。

(6) いじめの具体的な対応

- ①いじめに関する相談を受けた場合, またはアンケート調査等で疑いがある場合, 速やかに事実の確認を行う。

- ②いじめの事実が確認された場合、即座にいじめをやめさせ、いじめを受けた児童や保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った児童や保護者に対応に対しては指導助言を継続的にを行い、再発防止に努める。
- ③いじめを受けた児童が、安心して学校生活を送るために必要があると認められるときは、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を保護者と連携を図りながら、一定期間、別室で学習させる措置を講じる。
- ④児童、保護者などいじめに関わる関係者の関係改善のため、いじめの事実及び対処の仕方を共有するため必要な措置を講じる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び大岸派出所・伊達警察署など関係機関と連携し対処する。

(7) 重大事態への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認められるときは、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した場合は、豊浦町教育委員会に報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事態に対する関係機関による組織を設置する。
- ③上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等の情報を適切に提供する。ただし、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ⑤調査結果は、豊浦町教育委員会を通じて、豊浦町長に報告する。

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染者などに対する偏見や差別の防止などの徹底

感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族に対する偏見や差別につながる行為が生じないように努める。

- ①新型コロナウイルス感染症についての研修を行うなど、教職員が適切な知識を理解し、児童に指導できるようにする。
- ②養護教諭が、新型コロナウイルス感染症についての保健指導を行うことで、全校児童に正しい知識を身に付けさせ、日頃から偏見や差別が生じさせない。
- ③児童や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等を周知し、適宜活用できるようにする。
- ④教職員は、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童等を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置は不適切な行為であり、決して行わない。
- ⑤新型コロナウイルス感染症に関わっていじめの事実を確認した場合には、(6)記載と同様に対応する。また、偏見や差別の事実を確認した場合には、該当児童を指導し改善を図る。

4 学校いじめ基本方針の評価等について

(1) 基本方針に基づき、次のことについて年間計画を作成する。

- ①校内研修の取組、いじめの対応に関わる教職員の資質向上の取組
- ②いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組

(2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためチェックリストを作成して全教職員で取り組む。

(3) PDCAサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。

5 いじめ防止年間計画

月	いじめ防止に関わる取組	担 当 など
4	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の記録簿による引継 ・いじめ防止基本方針の作成(見直し) ・いじめ防止年間計画作成(見直し) ・学級目標・学級経営案の作成 	全教職員・担任間・学校間 指導部 全教職員 各担任
5	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営の交流①(方針と年間の計画) ・いじめアンケート調査①の実施 ・個人面談週間①(個人面談の実施) ・健康相談週間①(健康相談の実施) ・校内生徒指導委員会の開催①(実態交流) ・拡大生徒指導委員会の開催①(年間計画, 実態交流) 	教務主任 指導部・担任 担任 全教職員 教頭・指導部
6	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の教育相談の充実 (実態把握, 情報の共有化と指導の方向性の確認) ・学校運営協議会委員との協議① 	担任 校長・教頭
7	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケート①, 児童アンケート①実施 ・全体懇談会における情報提供(情報モラル等) 	教頭 教頭・指導部長
8	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営案の改善・修正 ・児童の実態交流会② (学級経営, 学力, 生徒指導, 健康面などの交流と事例研修) 	各担任 教務主任
9	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の教育相談の充実 (実態把握, 情報の共有化と指導の方向性の確認) ・学校運営協議会委員との協議② 	担任 校長・教頭
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査②の実施 	指導部・担任
11	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談週間②(個人面談の実施) ・健康相談週間②(健康相談の実施) ・校内生徒指導委員会の開催②(実態交流) ・拡大生徒指導委員会の開催②(取組の評価) ・学校評価・保護者アンケート②・児童アンケートの実施② ・全体懇談会における情報提供 	担任 担任 全教職員 教頭 教頭 教頭
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営案の改善・修正 	各担任
1	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態交流会③ (学級経営, 学力, 生徒指導, 健康面などの交流と事例研修) 	教務主任
2	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談週間③(個人面談の実施) ・健康相談週間③(健康相談の実施) ・校内生徒指導委員会の開催③(年度の反省) ・拡大生徒指導委員会の開催③(評価と改善案) ・学校運営協議会委員との協議(年度反省) 	担任 担任 全教職員 教頭 校長・教頭
3	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度取組内容の評価と次年度改善方針の決定 	指導部

※児童の実態交流については、職員会議後等を利用して、随時行う。気になる内容は、常に記録する。

豊浦町立大岸小学校「いじめ防止基本方針」(概略)

子どもたちが楽しく豊かな学校生活を送れるいじめのない大岸小学校

《いじめ未然防止等のための取組》

定期的ないじめアンケートの実施, 教育相談や健康相談の実施
 子ども実態交流会や担任間の打合せ, 職員会議等における実態把握の充実
 全体懇談会での保護者との連携・交流の充実
 いじめ防止に関わる教職員の研修活動の充実
 新型コロナウイルス感染症に関する保健指導
 いじめに関する情報発信の工夫(学校だより等)
 豊浦町スクールカウンセラーの活用
 町内の異校種間, 関係機関との連携強化
 保護者・児童の情報モラルの学習会

《日常の教育活動の中での留意事項》

- 積極的な生徒指導の推進
- 教育相談の機能を生かした授業の創造
- 人間的なふれあいと温かな人間関係の構築
- 様々な感染症に関わる正しい知識を理解させるための保健指導の実施
- 教職員間の共通理解・共通指導の徹底
- 「生命尊重」「感謝」「思いやり」の心を育てる道徳の授業実践
- 自他の価値を尊重する心を育てる人権教育の推進 等

全体懇談会

校内生徒指導委員会

拡大生徒指導委員会

豊浦町生徒指導担当者連絡協議会

保護者・地域・異校種間における情報交流の充実

《いじめの防止等の対策の基本となる考え方》

- (1) 学校における児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- (2) いじめ防止に取り組む組織を設置し, 未然防止, 早期発見, 早期対応を組織的に推進する。
- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施し, 児童一人一人の実態の把握に努める。
- (4) 児童がいじめの問題を主体的にとらえ, 防止に向けて行動するよう指導する。
- (5) 町内の小・中学校や保護者, 地域と連携を図り, いじめ防止に関する取組を地域ぐるみで行う。
- (6) 本方針及び具体的な取組等については, 学校だより等で情報発信し, いじめの防止の啓発に努める。

《基本理念》

「いじめは, 決して許される行為ではないという認識に立って指導する」
 「いじめの未然防止と早期発見・早期対応のために学校地域全体が全力で取り組む」